

H8. 3. 25	保警一第36号	本庁警備第一課長
	8-2020	水産庁振興部沿岸課長

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案（以下「法」という。）の国会提出に当たり、海上保安庁と水産庁とは、下記のとおり確認する。

記

1. 法第5条第1項（法第14条第1項において準用する場合を含む。）の許可及び法第8条から法第10条まで（法第14条第1項において準用する場合を含む。）の承認をした場合には、水産庁は、付した条件及び制限とともに、許可船及び承認船を体系的に整理した一覧表を作成の上、海上保安庁に送付するものとする。
2. 法第5条第3項及び法第17条第1項に基づく農林水産省令並びに同条第2項に基づく取締に関する農林水産省令の制定又は改廃に当たっては、水産庁は、事前に海上保安庁に協議するとともに、本法に基づくその他の農林水産省令及び法第14条第2項に基づく農林水産大臣の告示の制定又は改廃については、海上保安庁と水産庁は、事前に十分連絡調整を行うものとする。
3. 外国人が行う探査に関し法第10条（法第14条第1項において準用する場合を含む。）に基づき承認を行う場合には、法第12条に定める条件として、探査に関する記録簿の備付けの義務づけを検討するとともに、取締りの方針については、海上保安庁と水産庁は、事前に十分連絡調整を行うものとする。
4. 国連海洋法条約締結を機に、日中及び日韓の漁業協定を見直し、排他的経済水域における中国国民及び韓国国民の違反操業も取締り対象とする際には、韓国及び中国漁船に関する担保金制度の円滑な運用が図られるよう、担保金制度の運用方針にかかわる事項については、今後、海上保安庁と水産庁は、十分連絡調整を図るものとする。